

北野小学校仮設校舎賃貸借 仕様書

1. 業務名 北野小学校仮設校舎賃貸借

2. 設置場所 滋賀県野洲市 市三宅 240 番地

3. 目的

北野小学校の校舎は、築年数が約 40 年経過し老朽化が進んでいることから長寿命化工事の実施を計画している。本業務は、校舎の長寿命化工事期間中における児童の学習環境を確保するため仮設校舎（付属施設等を含む）を設置し使用するものである。

4. 業務の概要

- (1) 仮設校舎の設置工事
- (2) 設置工事における工事監理業務
- (3) 本館から仮設校舎への引越し業務
- (4) 仮設校舎の賃貸借業務
- (5) 仮設校舎の解体工事（整地等を含む）
- (6) 上記に伴う申請手続きなど一式

5. 仮設校舎の概要

- (1) 用途 小学校
- (2) 構造・規模

仮設校舎	鉄骨造 2 階建て	延べ面積	5,309.44 m ²
仮設渡り廊下①	鉄骨造平屋建て	建築面積	137.10 m ²
仮設渡り廊下②	鉄骨造平屋建て	建築面積	116.40 m ²

- (3) その他

仮設校舎設置にあたり必要な昇降機設備、電気設備、機械設備及び外構整備など

6. 契約期間

契約締結日から令和 10 年 2 月 29 日まで

- (1) 上記の内、賃貸借期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで（予定）

7. 支払条件

年度	支払い時期	支払金額 (契約金額に対する割合)	備考
令和7年度		0%	
令和8年度	設置工事完了時	約40%	
	賃貸借期間	約30%	令和8年8月1日～ 令和9年8月31日
令和9年度	解体工事完了時	残額	

※1 「前金払・中間前金払」及び「部分払」は行わない。

※2 賃貸借期間における支払いは、支払金額を賃貸借期間（月数）で除した額をもって毎月払いとする。

8. 業務の内容

本業務は契約書に定めるほか、北野小学校仮設校舎賃貸借仕様書及び設計図等（以降「仕様書等」という。）に基づき実施するものとする。また、次の各事項について留意すること。

(1)申請手続きの状況

建築基準法に基づく仮設許可及び確認申請（建築物）については、市において手続き済みである。仮設校舎の構造や規格の変更、その他設置工事の着手にあたり計画変更の申請手続きが必要となる場合は、賃貸人にて行うものとし、申請に係る費用（手数料を含む）についても賃貸人負担とする。

(2)事前調査

仮設校舎の設置又は解体工事の着手にあたり現地調査を行うとともに、児童をはじめとする学校利用者に対する安全対策を講じること。また工程については、学校及び監督員と協議のうえ承諾を得てから工事着手すること。

(3)契約期間中における申請手続き

設置及び解体工事に伴い必要となる法令手続きについては、すべて賃貸人にて行うものとし、特記なき限り手数料も賃貸人負担とする。

(4)工事監理者の配置

建築基準法に定める工事監理者については、賃貸人において適正に配置すること。また工事監理報告書を監督員へ毎月末に提出すること。

(5)工事期間中

安全対策は勿論のこと、騒音や振動など学校運営に支障が出ないようにすること。また学校行事など学校運営を最優先とし、可能な限り工程調整を行うこと。

(6)仮設校舎の設置工事完了における検査

仮設校舎の設置工事完了に伴う建築基準法に基づく仮使用検査に係る手続きは賃貸人にて行うものとし、申請手数料については市負担とする。

(7)引越しについて

引越し作業にあたり、事前に現地調査のうえ学校及び監督員と十分な協議を行い、円滑かつ安全な業務遂行に努めること。また移設する家具、備品及び設備機器など数量や移

設先及びレイアウトなどについては、仕様書等に記載があるものの改めて確認作業を行うこと。その他、移設に伴い必要と考えられる家具等の固定や、設備機器の動作確認などすべて本業務にて行うこと。

(8) 別途発注予定の工事について

別途発注予定の工事は次のとおり予定している。

○北野小学校本館長寿命化工事

※契約期間中（賃貸借期間を含む）監督員の求めに応じ協議及び調整を行うこと。

(9) 賃貸借期間の費用負担

賃貸借期間における費用負担は、特記なき限り下記のとおりとする。

項 目	賃借人	賃貸人
経年劣化による破損等の修繕に係る費用		○
施工不良による必要な修繕などに係る費用		○
利用者による破損等の修繕などに係る費用	○	
原因不明な破損等の修繕などに係る費用	双方の協議による	
自然災害に伴う破損等の修繕などに係る費用	○	
公租公課に係る費用		○
火災保険に係る費用		○
法定点検及び検査等に係る費用		○
日常清掃等に係る費用	○	
各種消耗品に係る費用	○	

(10) 仮設校舎の解体

賃貸借期間終了後、速やかに仮設校舎など設置したすべてを解体する。その際、工事残存物がないよう十分に注意すること。また解体完了後、グラウンド整地を行う際は、現況レベルを確認し、監督員と協議のうえ整地高さを決定すること。

9. その他

- (1) 契約書及び仕様書等に記載のない事項及び疑義が生じた場合、軽微なものについては本業務の範囲とする。なお上記によりがたいものについては、別途協議とする。